

消防危第 15 号
平成元年 3 月 3 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(通知)

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 63 年政令第 358 号。以下「改正令」という。)が昭和 63 年 12 月 27 日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年自治省令第 5 号。以下「改正規則」という。)が平成元年 2 月 23 日に公布され、給油取扱所に係る部分については、それぞれ平成元年 3 月 15 日(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所、鉄道給油取扱所及び自家用給油取扱所にあつては、平成 2 年 5 月 23 日)から施行されることとされた。

今回の改正は、屋内給油取扱所の範囲を見直すとともに、屋内給油取扱所を設置する建築物の用途として病院等の用途を有しないことを明確にし、屋内給油取扱所の上階に対する安全対策を講じることとしたほか、所要の安全対策を講じつつ一方のみが開放されている屋内給油取扱所の設置を認めることとし、併せて給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに取扱いの技術上の基準について整備を行うことをその主な内容とするものである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 屋外給油取扱所及び屋内給油取扱所に共通する位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 給油取扱所の固定給油設備のうちホース機器の周囲に自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入するために従来から保有している間口 10m 以上、奥行 6m 以上の空地が「給油空地」とされたこと。また、灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 2,000ℓ以下のタンクに注入するための空地(以下「注油空地」という。)を給油空地以外の場所に保有するとともに、当該注油空地はその地盤面をコンクリート等で舗装するとともに、排水溝及び油分離装置を設けること等給油空地と同様の措置を施すことが明確にされたこと(危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。)第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで)。

この場合において、注油空地の排水溝及び油分離装置は給油空地のものと兼用できるものであること。また、注油空地は容器又は車両がはみ出ない十分な広さを

有するものとする。なお、給油空地及び注油空地については、許可申請書の添付書類においてその位置(範囲)を明らかにしておくこと。

2 固定給油設備及び灯油用固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)に係る技術基準が整備されたこと。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 固定給油設備及び灯油用固定注油設備について、それぞれポンプ機器及びホース機器からなるものと定義されたこと(令第 17 条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2)。

(2) 固定給油設備等に危険物を注入するための配管は当該固定給油設備等に接続する専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとされたこと。

これは固定給油設備等への専用タンク又は簡易タンク以外のタンクからの配管の接続を禁止したものであり、従来からの取扱いを固定給油設備等に係る技術上の基準として明確に規定したものであること(令第 17 条第 1 項第 6 号の 2)。

(3) 固定給油設備等はポンプ機器をポンプ室に設ける場合を除き、難燃性を有する材料で外装を設けることとされたこと(危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。)第 25 条の 2 第 4 号)。

(4) 懸垂式の固定給油設備等に係る基準を明確に規定し、次のとおり設置することとされたこと。なお、懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、はり等から吊り下げられた形式をいうものであること。

ア 給油空地又は注油空地はホース機器の下方に保有することとされたこと(令第 17 条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2)。

イ 懸垂式の固定給油設備等のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けることとされたこと(規則第 25 条の 2 第 5 号)。

ウ 給油ホース及び注油ホースのホース引出口からノズルの先端までの長さは、ホース機器の引出口から地盤面上 0.5m の水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として半径 3m 以下の円を描くことができる長さ以下とすることとされたこと(令第 17 条第 1 項第 7 号、規則第 25 条の 2 の 2)。

エ ホース引出口の高さ(地盤面からホース機器の外装の下端部分までの高さをいう。)は 4.5m 以下とすることとされたこと(令第 17 条第 1 項第 8 号の 3)。

オ 懸垂式の固定給油設備等を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備等のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けることとされたこと(令第 17 条第 1 項第 8 号の 4)。

この場合において、当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。

(5) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器は、次に掲げる基準に適合するポンプ室に設ける場合にあっては、道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁から所

定の間隔を保つことを要しないこととされたこと。また、蒸気洗浄機の周囲の囲い、洗車機及び自動車等の点検・整備を行う作業場についても、同様とされたこと(令第17条第1項第8号ただし書、第8号の2ただし書、規則第25条の3の2、第25条の5第2項第1号イ(1)、ロ、第2号イ)。

ア ポンプ室の壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とすること。

イ ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口は自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。これは、当該ポンプ室以外の部分に可燃性の蒸気が流入することを防止する観点から給油空地に面するものとしたものであること。

ウ ポンプ室には、窓を設けないこと。

なお、当該ポンプ室は後記5のポンプ室等の構造及び設備の基準にも適合したものとする必要があること。

3 給油取扱所に設けることができる建築物の用途として給油又は灯油の詰替えのための作業場が新たに規定されたこと。

これは、従来基準の特例により設けられていた給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途としての上屋等を法令上明確に位置づけたものであって、新たな用途に供する建築物の設置が認められるものではないこと。なお、この改正に伴い、所要の規定の整備が行われたこと(規則第25条の4第3項、第25条の5第2項第3号イ)。

4 給油取扱所に設ける建築物のうち、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者の居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行う事務所(以下「本店事務所等」という。)の部分とこれら以外の部分とは開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものであり、給油取扱所の敷地に面する側の壁には本店事務所等の出入口がない構造としなければならないことが明確に規定されたこと。

これは、本店事務所等への事故の拡大を防止するとともに、当該本店事務所等の利用者がみだりに給油空地等に立入らないことを目的としたものであること(令第17条第1項第10号、令第17条第2項第6号、規則第25条の4第4項)。

5 ポンプ室その他危険物を取り扱う室(以下「ポンプ室等」という。)の構造及び設備について基準化が図られたこと(令第17条第1項第13号の2)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。

(2) ポンプ室等の床は、コンクリート等危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けることとされたこと。

(3) ポンプ室等には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けることとされたこと。

(4) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けることとされたこと。なお、既設の給油取扱所で当該ポンプ室等

の基準に適合しないものにあつては、平成 2 年 3 月 14 日までの間は、なお従前の例によることとされたこと(改正令附則第 10 条第 3 項)。

6 給油取扱所の 2 階部分を規則第 25 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる店舗、飲食店又は展示場(以下「店舗等」という。)の用途に用いる建築物には、避難設備として誘導灯を設けるとともに、当該誘導灯の設置位置は、当該建築物の 2 階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口とされたこと(令第 21 条の 2、規則第 38 条の 2)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。

(2) 誘導灯は、大型、中型、又は小型のものとする。

(3) 非常電源は、20 分作動できる容量以上のものであること。

第 2 屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 屋内給油取扱所の壁、柱、床及びはりには耐火構造で、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)別表第 1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物(自治省令で定める設備を備えたものに限る。)に設置することとされたこと(令第 17 条第 2 項第 1 号)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 給油取扱所における事故発生時において避難等に相当の混乱を生じるおそれのあると考えられる病院、老人福祉施設、幼稚園等消防法施行令別表第 1(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物には給油取扱所を設置することはできないこととされたこと。この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。

(2) 自治省令で定める設備を備えたものとは、屋内給油取扱所で火災が発生した旨を給油取扱所以外の用途部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備を設置した建築物とされたこと(規則第 25 条の 7)。この場合において給油取扱所以外の用途部分には給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。

なお、屋内給油取扱所が設置される建築物の要件及び給油取扱所以外の用途部分に自動的に、かつ、有効に報知できる設備に関しては所要の経過措置が講じられたこと(改正令附則第 10 条第 1 項、改正規則附則第 11 条第 3 項)。

このように給油取扱所以外の用途部分については危険物施設の許可の対象範囲外ではあるが、当該部分が消防法施行令別表第 1(6)項に掲げる用途に供することとなった場合、あるいは当該部分に自動的に、かつ、有効に火災が発生した旨を報知できる設備が適正に管理されていない場合等には、当然、給油取扱所の位置、

構造及び設備の技術上の基準に不適合が生じることとなり、移転命令の対象となるものであること。したがって、特に当該給油取扱所の所有者等と給油取扱所以外の用途部分に係る所有者等とが異なる区分所有等がなされている場合には、給油取扱所の所有者等に対して、当該部分に係る所有者等との間でこれらの基準不適合が生じないように契約による措置を含め適切な措置を講じるよう指導されたいこと。

2 屋内給油取扱所には簡易タンクの設置は認めないこととされたほか、専用タンクには危険物の量を自動的に表示する装置及び危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けるとともに、専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端は屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けることとされたこと(令第17条第2項第2号、第3号及び第4号、規則第20条第5項)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 専用タンクからの危険物の漏えい事故を防止するため、専用タンクには次の装置及び設備を設けることとされたこと。

ア 危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとされたこと。この装置は従来の危険物の量を自動的に覚知することができる装置と同様のものであり、いわゆる油量液面計をいうものであること。なお、この改正規定は計量口からのあふれ事故を防止する観点からのものであるが、計量口を設けることを妨げるものではないこと。

イ 危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けることとされたこと。これは移動タンク貯蔵所から専用タンクへの注入時においてタンク容量を超えた危険物の注入を未然に防止する観点から規定されたものであること。

ウ 既設の給油取扱所でア及びイに適合しないものにあつては平成2年3月14日までの間は、なお従前の例によることとされたこと。なお、既設の給油取扱所の専用タンクで平成2年3月14日までに危険物の過剰な注入を適切に防止するための警報設備を設けた場合にあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けているとみなされるものであること(改正令附則第10条第3項、第4項)。

(2) 通気管の位置の制限は、可燃性の蒸気の滞留に起因する火災を未然に防止するためのものであり、「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。

3 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること等所要の規定の整備が図られたこと(令第17条第2項第5号から第8号まで)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分には、第1の4の規定の例による本店事務所等とこれ以外の部分の用途との間における耐火区画及び本店事務所

等の出入口の位置の制限が明確にされたこと。

なお、屋内給油取扱所においては、当該本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択してさしつかえないものであること。

(2) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、自動車等の出入口で給油又は灯油の詰替えのための作業場、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場の用に供する部分の開口部を除き、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けることとする規定が整備されたこと。

なお、給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁に近接して設けられている場合にあっては、当該塀又は壁は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。

4 屋内給油取扱所は通風及び避難上の観点から二方を開放するため壁を設けないこととされていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており、他の一方が通風及び避難のための自治省令で定める空地に面しているものについても、二方が開放されている屋内給油取扱所として同様の技術基準によるものとされたこと(令第17条第2項第9号本文、規則第25条の8)。

この自治省令で定める空地は、給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の給油取扱所の敷地内にある屋外の場所で、間口が6m以上、奥行が給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物の奥行以上であり、避難上及び通風上有効な空地とされるときに、空地にはその範囲について及び「駐停車禁止」の黄色の表示をするものとされたこと。屋外の場所とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所を意味するものであること。当該空地として例えば図1は該当するが、図2は該当しないので留意されたいこと。

当該空地は、給油取扱所の火災等の災害時において給油取扱所の利用者等が敷地外の安全な場所へ避難するための経路として、かつ、給油取扱所における可燃性の蒸気の滞留防止のための通風を確保するための空地として定められたものであることから、これらの目的に照らし一切の物品の存置及び車両の駐停車については、取扱いの基準違反となるものであること(令第27条第6項第1号)。このことについては厳格に維持管理されなければならないものであるので、基準遵守について特に指導の徹底を図られたいこと。また、以上の観点から当該空地を給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないものであること。

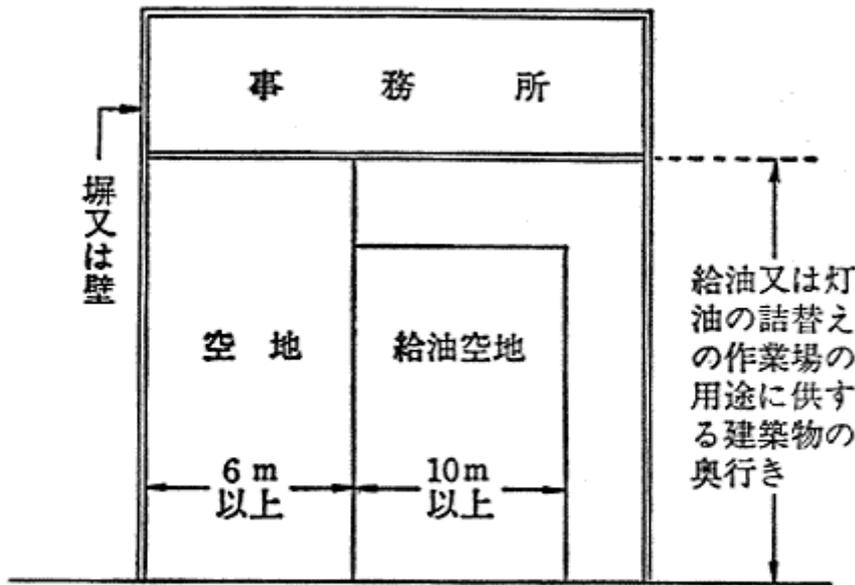


図1 自治省令で定める空地に該当する例

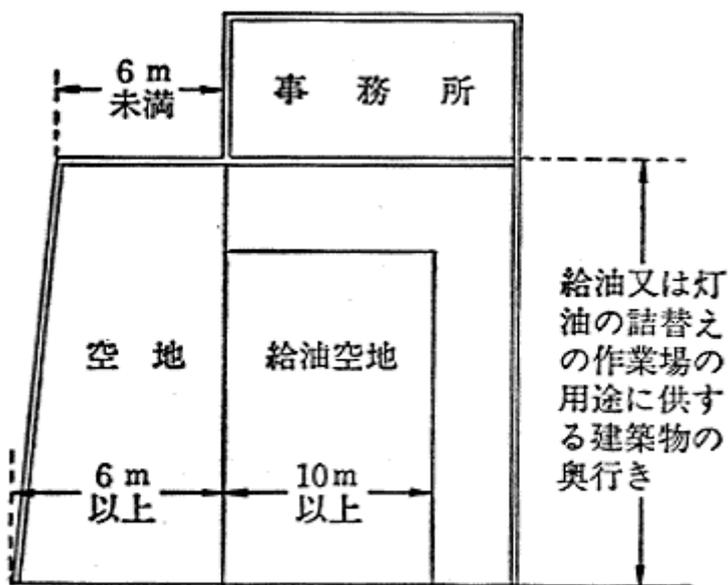


図2 自治省令で定める空地に該当しない例

5 屋内給油取扱所には、第4種の消火設備(大型消火器)を設置することとされたこと(規則第34条第1項及び第2項)。

第3 屋内給油取扱所のうち、一方のみが開放されている屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 二方が開放されていない屋内給油取扱所にあつては、一方を自動車等の出入す

る側に面して開放するとともに、内部避難経路の確保のための措置、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置及び漏えい事故を防止する措置を講ずることとされたこと(令第17条第2項第9号)。

この改正については、次の事項について留意されたいこと。

屋内給油取扱所の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物内の各部分から次に掲げる場所までの距離が10m以内であることとされたこと。

(1) 給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口を有する事務所等の出入口

この場合において、「敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。

(2) 自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所

この場合において、「屋外の空地」とは給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地(一切の建築物の設けられていない場所)をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること(規則第25条の9第1号)。

2 前記1の事務所等の避難口及び出入口並びに避難口に通ずる通路、階段及び出入口には、誘導灯を設けることとされた(令第21条の2、規則第38条の2)が、この誘導灯の設置にあたっては、事務所等の出入口に設ける誘導灯は、給油又は灯油の詰替えのための作業場から事務所等へ避難する者に対して有効に設けるとともに、第1の6の留意事項によられたいこと。

3 専用タンクの注入口及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口は、事務所等の出入口の付近、給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口の付近等避難上支障のある場所に設けないこととされたこと。

4 屋内に設ける専用タンクの通気管には、可燃性の蒸気を回収する設備を設けることとされたこと(規則第20条第3項第3号)。

この可燃性の蒸気を回収する設備には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等があるものであること。

また、ベーパーリカバリー装置を設ける場合で無弁通気管に弁を設ける場合にあっては、専用タンクに危険物を注入する場合を除き、常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合には、 0.1kgf/cm^2 以下の圧力で開放する構造のものとする事。

5 整備室及びポンプ室の内部には、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けることとされたこと(規則第25条の9第4号)。

この場合において、整備室とは、自動車等の出入口を除き、床及び壁によって区画されたものをいうものであること。

6 固定給油設備等は自動車等の衝突を防止するための措置を講ずることとされたこと(規則第 25 条の 9 第 5 号)。

この規定は、一方のみが開放されている給油取扱所における固定給油設備等への衝突による危険物の漏えい及び火災を特に防止する観点から設けられたものであり、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又はその周囲に保護棚を設ける等の措置をいうものであること。

7 一方のみが開放されている屋内給油取扱所のうち、上部に上階を有するものは火災時における消火活動上の困難さ等にかんがみ、第 3 種の固定式の泡消火設備を危険物を包含するように設けることとされたこと(規則第 33 条第 1 項及び第 2 項)。

この場合において、「危険物を包含する」とは、固定給油設備等を中心とした半径 3m の範囲及び漏えい範囲を局限化するための設備を包含することでさしつかえないこと。

8 一方のみが開放されている屋内給油取扱所には、火災発生時における給油取扱所の利用者等の早期避難を図るため、自動火災報知設備を設けることとされたこと(規則第 38 条第 1 項第 1 号ホ)。

第 4 屋内給油取扱所のうち、上部に上階を有する屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 上部に上階を有する屋内給油取扱所には危険物の漏えいの拡大を防止する措置及び上階への延焼を防止するための措置を講ずることとされたこと(令第 17 条第 2 項第 11 号)。

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 専用タンクの注入口及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口並びに固定給油設備等は、建築物内の出入口付近以外の場所であって屋内給油取扱所の上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けること(規則第 25 条の 10 第 1 号)。

(2) 屋根は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には採光用の窓等の開口部がないものであること。

2 前記 1 の注入口の周囲には、移動タンク貯蔵所からの注入時に当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口から危険物が漏れた場合、その漏えい範囲を 15 m²以下に局限化するための設備及び漏れた危険物を收容する容量 4m³以上の收容設備を設けることとされたこと。この漏えい範囲を局限化する設備としては、例えば注入口付近の床面の傾斜、溝等の組合せによるものが考えられるものであること。また、これらの設備の付近には危険物の漏えい又は可燃性の蒸気の滞留を早期に発見するため、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けることとされ

たこと(規則第 25 条の 10 第 2 号)。

3 建築物の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出た屋根又は 30 分以上の耐火性能を有するひさし(以下「ひさし等」という。)を設けること。

ただし、開口部の上端部から高さ 7m の範囲内に上階の開口部がない場合には、この基準は適用されないこととされたこと。

4 前記 3 にあって上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出たひさし等の設置が困難なものには、基準の特例として、上階の外壁から水平距離 1.0m 張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。なお、ひさし等の張り出し長さを 1.0m 未満とすることは、令第 23 条の規定を適用してもできないものであるので留意されたいこと。

(1) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 個設けること。

(2) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3m^3 を乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(3) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 3kgf/cm^2 以上で、かつ、放水量が 130L 毎分以上の性能のものとすること。

5 前記 3 のひさし等は、その先端部が給油取扱所の上部の上階の開口部(はめごろし戸の防火戸を設けたもの及び避難対策上危険性が大きく考えられるキャバレー、劇場、百貨店、ホテル等消防法施行令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分にあっては、延焼防止上有効な措置を講じた開口部を除く。)から一定の距離(7m からひさしの張り出し長さを減じた値)を確保するものとされたこと。

この場合において、「延焼防止上有効な措置」とは、日本工業規格 R3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること(規則第 25 条の 10 第 4 号)。

なお、既設の給油取扱所でこれら上階延焼防止対策の基準に適合しないもののうち、注入口に係るものについては、なお従前の例によることとされ、固定給油設備等及びひさし等の設置に係るものについては、平成 3 年 3 月 14 日までの間は、なお従前の例によることとされたこと(改正規則附則第 11 条第 1 項、第 4 項)。

また、ひさし等の設置に関しては平成 3 年 3 月 14 日までに第 3 の 7 の例により注入口及び固定給油設備等を包含するよう第 3 種の泡消火設備を設けたものにあつては、平成 3 年 3 月 15 日以降においても、なお従前の例によることとされたこと(改正規則附則第 11 条第 5 項)。

6 上部に上階を有する屋内給油取扱所には、火災発生時における上階利用者等の早期避難を図るため自動火災報知設備を設けることとされたこと(規則第 38 条第 1 項第 1 号ホ)。

第 5 航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 航空機給油取扱所については、従前の特例基準をその取扱い実態に応じ見直し、特に給油タンク車を用いた給油取扱所については、飛行場の立地条件その他の特殊な条件を考慮し、特例基準を明確に規定したものであること(規則第 26 条)。

2 航空機給油取扱所について、航空機に直接給油するための必要な空気を保有するとともに、当該空気をコンクリート等により舗装し、漏れた危険物の流出を防止することができる措置を講じる場合を除き、排水溝及び油分離装置を設けることとされたこと(規則第 26 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで)。

この場合において、「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のうち又は油吸着剤等を有効に保有していることをいうものであること。

3 航空機給油取扱所について、令第 17 条第 1 項第 5 号ただし書及び第 6 号の 2 の規定を適用しないこと(規則第 26 条第 2 項)とし、タンクについては、令第 17 条第 1 項第 5 号本文を適用することとしたことに伴い、簡易タンクの設置は認めないこととされ、また屋外タンク及び屋内タンクについてはそれぞれすべて屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所と、容量 3 万ℓを超える地下タンクについては地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこととされたこと。

4 航空機給油取扱所における簡易タンクの設置が禁止されたこと並びに専用タンク及び配管(専用タンクの配管以外の配管)に係る基準が整備されたことに伴う経過措置が設けられたこと(改正規則附則第 11 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 13 条)。

5 航空機給油取扱所のタンク(容量 3 万ℓ以下の地盤面下に埋没して設けられたもの及び簡易タンクを除く。)において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所のうち、令第 2 条第 2 号から第 4 号までに該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可を受けたものとみなされるものとされ(改正規則附則第 19 条)、これらの施設に係る経過措置(屋外タンク貯蔵所とみなされるものについては、保安検査及び内部点検の時期の特例を含む。)が設けられたこと(改正規則附則第 20 条から第 22 条まで)。

6 航空機給油取扱所は、4 つの給油形態に類型化されたこと。
その概要は次のとおりであること。

(1) 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所(規則第 26 条第 3 項第 4 号)

ア 固定給油設備には、専用タンクの配管のほかに地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できることとされたこと。

なお、配管は、令第 9 条第 1 項第 21 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によることとされたこと。

イ 地下式(ホース機器が地盤面下のピット内に設けられる形式をいう。)の固定給油設備を用いる場合には、(2)オの緊急停止装置を設けるとともに、ピット内を防水仕上げとすることとされたこと。

(2) 燃料を移送するための配管(以下「給油配管」という。)及びその先端部に接続するホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所(規則第 26 条第 3 項第 5 号)

(1)との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであること。

ア 給油配管の先端には、弁を設けることとされたこと。

イ 給油配管は、令第 9 条第 1 項第 21 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によることとされたこと。

ウ 給油配管の先端部をピット内に設ける場合は、ピット内を防水仕上げとすることとされたこと。

エ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、危険物が漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、給油ホースの先端部に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けることとされたこと。

オ 航空機給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に停止することができる装置(緊急停止装置)を設けることとされたこと。

(3) 給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両(以下「給油ホース車」という。)を用いて給油する航空機給油取扱所(規則第 26 条第 3 項第 6 号)

なお、これにより給油ホース車(サービサー)は給油取扱所の設備として明確に位置付けられることとされたものであること。

ア 給油配管は、(2)アからエまでの構造及び設備の例によることとされたこと。

イ 給油ホース車には、(4)ア(ア)の装置を設けることとされたこと。

ウ 給油ホース車のホース機器は、(4)ア(イ)、(エ)本文及び(カ)に掲げる給油タンク車の給油設備の例によることとされたこと。

エ 給油ホース車の電気設備は、可燃性の蒸気に引火しない構造とすることとされたこと。

オ 給油ホース車のホース機器には、接地導線及び給油ホースの先端部に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けることとされたこと。

カ 当該航空機給油取扱所には、(2)オの緊急停止装置及び接地電極を設けることとされたこと。

(4) 給油タンク車(レフューラー)を用いて給油する航空機給油取扱所(規則第 26 条第 3 項第 6 号、第 7 号)

ア 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所の技術基準(令第 15 条第 1 項のうち第 15 号を除く各号)に適合しているとともに、次のとおりとすることとされたこと(規則第

24 条の 6)。

(ア) 給油タンク車には、火炎の噴出を防止する装置及び誤発進防止装置(インターロック)を設けることとされたこと。

(イ) 給油設備について次のとおりとされたこと。

a 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で 10 分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであることとされたこと。

b 給油ホースの先端の弁は、危険物の漏れを防止することができる構造とすることとされたこと。

c 外装は、難燃性の材料で造ることとされたこと。

(ウ) 給油設備には、緊急停止装置を設けることとされたこと。

(エ) 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置(デッドマンシステム)を設けるとともに、給油ホースの先端部には、結合金具を設けることとされたこと。ただし、手動閉鎖装置を開放状態で固定する装置のない給油ノズルを設ける場合はこの限りでないこと。

(オ) 給油設備には、給油ホースの先端部に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けることとされたこと。

(カ) 給油ホースは、最大常用圧力の 2 倍以上の圧力で行う水圧試験において、漏えいその他の異常がないものであることとされたこと。

イ 当該航空機給油取扱所には、接地電極を設けることとされたこと。

第 6 船舶給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 船舶給油取扱所については、その取扱実態に応じ特例基準を規定したこと(規則第 26 条の 2)。

2 船舶給油取扱所について、船舶に直接給油するための必要な空地を保有するとともに当該空地及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲をコンクリート等により舗装し、漏れた危険物等の流出を防止する措置を講じる場合を除き、排水溝及び油分離装置を設けることとされたこと(規則第 26 条の 2 第 3 項第 1 号から第 3 号まで)。

3 船舶給油取扱所について、航空機給油取扱所と同様に、令第 17 条第 1 項第 5 号ただし書及び第 6 号の 2 の規定を適用しないこととされ、令第 17 条第 1 項第 5 号本文を適用することとされたこと(規則第 26 条の 2 第 2 項)。

4 船舶給油取扱所における簡易タンクの設置が禁止されたことに伴う経過措置が設けられたこと(改正規則附則第 12 条第 1 項、第 13 条)。

5 船舶給油取扱所のタンク(容量 3 万ℓ以下の地盤面下に埋没して設けられたもの及び簡易タンクを除く。)において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所のうち、令第 2 条第 2 号から第 4 号までに該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許

可を受けたものとみなされるものとされ(改正規則附則第 19 条)、これらの施設に係る経過措置(屋外タンク貯蔵所とみなされるものについては、保安検査及び内部点検の時期の特例を含む。)が設けられたこと(改正規則附則第 20 条から第 22 条まで)。

6 船舶給油取扱所は、固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所並びに給油配管及び先端部に接続するホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所の 2 つの給油形態に類型化したこと。

なお、これらに係る技術上の基準は第 5 の 6(1)及び(2)の例によるものであること。

7 船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けることとされたこと。

この場合において、回収等の応急の措置を講ずるための設備は、油吸着材とし、その保有する量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量
タンク容量 30kℓ未満のもの	30kg 以上
タンク容量 30kℓ以上 1,000kℓ未満のもの	100kg 以上
タンク容量 1,000kℓ以上のもの	300kg 以上

第 7 鉄道給油取扱所の位置は、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 鉄道給油取扱所については、従前の自家用の給油取扱所としての特例基準を見直し、その取扱実態に応じた特例基準を明確に規定したこと(規則第 27 条)。

2 鉄道給油取扱所について、鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するための必要な空地を保有するとともに、当該空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲を舗装し、かつ、排水溝及び油分離装置を設けることとされたこと(規則第 27 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで)。

3 鉄道給油取扱所について、航空機給油取扱所と同様に、令第 17 条第 1 項第 5 号ただし書及び第 6 号の 2 の規定を適用しないこととされ、令第 17 条第 1 項第 5 号本分を適用することとされたこと(規則第 27 条第 2 項)。

4 鉄道給油取扱所における簡易タンクの設置が禁止されたこと並びに専用タンク及び配管(専用タンクの配管以外の配管)に係る基準が整備されたことに伴う経過措置が設けられたこと(改正規則附則第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 13 条)。

5 鉄道給油取扱所のタンク(容量 3 万ℓ以下の地盤面下に埋没して設けられたもの及び簡易タンクを除く。)において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所のうち、令

第 2 条第 2 号から第 4 号までに該当することとなるものは、何らの手続を要することなく、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可を受けたものとみなされるものとされ(改正規則附則第 19 条)、これらの施設に係る経過措置(屋外タンク貯蔵所とみなされるものについては、保安検査及び内部点検の時期の特例を含む。)が設けられたこと(改正規則附則第 20 条から第 22 条まで)。

6 鉄道給油取扱所は、固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所並びに給油配管及びその先端部に接続するホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所の 2 つの給油形態に類型化されたこと。

なお、これらに係る技術上の基準は、第 5 の 6(1)及び(2)の例によるものであること。

第 8 自家用給油取扱所の基準に関する事項

今回、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所について、それぞれ基準の整備が図られたことから、自家用の給油取扱所は自動車又は原動機付自転車を対象とするものとして整備されたこと(規則第 28 条)。

第 9 給油取扱所の取扱いの技術上の基準に関する事項

1 給油取扱所全般に係る取扱い基準(令第 27 条第 6 項)

(1) 灯油用固定注油設備から灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が注油空地からはみ出たままで灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入しないこととされたこと。

(2) 移動タンク貯蔵所から専用タンク又はボイラー等に直接接続するタンクへ危険物を注入するときは、当該タンクの注入口の付近に移動タンク貯蔵所を停車させることとされたこと。特に上部に上階を有する屋内給油取扱所にあつては、危険物の漏えい範囲を局限化する設備が有効に機能する位置に停車させることが必要であること。

(3) 第 17 条第 2 項第 9 号の自治省令で定める空地には、自動車等の駐車及び停車を禁止するとともに、避難上支障となる物件を置くことを禁止することとされたこと。

(4) 自動車等に給油するときは、固定給油設備から 4m 以内の部分においては、他の自動車等の駐車及び自動車等の点検若しくは整備又は洗浄が禁止されるが、規則第 25 条の 3 の 2 各号に適合するポンプ室に設けられたポンプ機器からは 4m を超える間隔を要しないものとされたこと(規則第 40 条の 3 の 4 第 1 号)。

(5) 一方のみが開放された屋内給油取扱所において専用タンクの通気管の先端が建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けられているものにあつては、移

動貯蔵タンクから専用タンクに引火点が 40℃未満の危険物を注入するときは、可燃性の蒸気を有効に回収する設備を用いて可燃性の蒸気を有効に回収することとされたこと。

(6) 屋内給油取扱所にあつては、物品の販売及び店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられた壁等で完全に区画された部分で行うことが明確にされたこと(規則第 40 条の 3 の 6)。

2 航空機給油取扱所に係る取扱い基準(規則第 40 条の 3 の 7)

(1) 航空機に給油するときは、固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器、給油ホース車又は給油タンク車を使用して直接給油することとされたこと。

(2) 空地からはみ出たままでの給油が禁止されたこと。

(3) 給油中における給油ホース車又は給油タンク車の給油ホースは、原則として緊結することとされたこと。

(4) 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、ホース機器又は給油設備を接地するとともに、航空機と電氣的に接続することとされたこと。

3 船舶給油取扱所に係る基準(規則第 40 条の 3 の 8)

(1) 船舶に給油するときは、固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器を使用して直接給油することとされたこと。

(2) 船舶に給油するときは、給油ホースの引張り等による破断を防止する観点から船舶が移動しないように係留することとされたこと。

4 鉄道給油取扱所に係る基準(規則第 40 条の 3 の 9)

(1) 車両に給油するときは、固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器を使用して直接給油することとされたこと。

(2) 車両に給油するときは、第 7 の 2 の空地のうち、コンクリート等で舗装された部分で給油することとされたこと。

第 10 予防規程に関する事項(規則第 61 条)

今回の改正により、予防規程を定めなければならない給油取扱所から除かれるものは、屋外に設ける自家用給油取扱所のみとされたこと。

これらは、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所では、タンクは比較的容量の大きいものが多いこと、タンクが立地上遠隔地に設けられ、給油取扱所までの給油配管の距離は長く、かつ、圧力が高いものが多いこと、給油を連続して大量に行っていること等から、漏えい等の事故が発生した場合には油流出などの

被害の拡大につながることも予想されることから、これらの給油取扱所においては、予防規程を定めることとされたものであること。また、自家用の給油取扱所の屋内給油取扱所については、その危険性にかんがみ予防規程を定めることとされたこと。

このため、これらの給油取扱所においては設備の維持管理あるいは取扱いの技術上の基準に係る教育等を明確に定めることが必要であり、予防規程を定め適正な保安管理のもとに業務に当たらせることとしたものであること。

また、今回の給油取扱所の基準改正に伴い、従来から予防規程を定めなければならないこととされていた給油取扱所についても、必要に応じ所要の変更を指導されたいこと。

第 11 その他に関する事項

「給油取扱所の固定給油設備について」(昭和 39 年 9 月 1 日付け自消丙予発第 94 号消防庁予防課長通知)は、廃止する。